

掛川市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成31年4月1日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会
所在地 掛川市掛川910番地の1
- 2 委託した使用料
掛川市大東児童館及び掛川市大須賀児童館の使用料
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで